

給与支払報告書等の電子的提出の義務化について

富士市役所財政部市民税課

●対象となる事業者

令和2年に提出された「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」である事業者

→令和4年の「給与支払報告書」は、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられます。

※国税に提出する場合の基準も同様となります。

●可能な提出方法について

	eLTAX(エルタックス)	光ディスク等
提出方法	eLTAXとは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。	当市ではCD又はDVDで受け付けております。
事前準備	利用者登録が必要です。 詳しくはeLTAXホームページをご参照ください。	事前に承認申請書の提出が必要です。 読み取りテストをご希望の場合は申請書と同時にテスト用データをご提供ください。 テスト用データは新年度用のレイアウトで作成してください。
特徴 税額 通知	決定 通知	提出時に税額通知の受け取り方法を「電子のみ」もしくは「電子+書面」を選択した場合にeLTAXを通じてデータで提供されます。 税額決定通知のデータ提供が可能です。 給与支払報告書提出時に税額通知用の空媒体を同封してください。
	変更 通知	提出時に税額通知の受け取り方法を「電子のみ」を選択した場合にeLTAXを通じてデータで提供されます。 税額変更通知は対応していません。
その他	共通納税システムにより、特別徴収税額の納入もeLTAXを通じて行うことができます。	光ディスク等での提出をしなくなる場合、承認廃止届の提出が必要です。

※富士市に提出いただいた場合の対応となります。他市区町村では異なる場合があります。

《問い合わせ先》

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市役所 財政部市民税課

電話 0545-55-2734